

愛媛県国民健康保険団体連合会規約の一項を改正する規約

愛媛県国民健康保険団体連合会規約の（昭和三十四年三月二十六日制定）の一部を次のとおり改正する。

附則第五項中「第六条各項」の下に「第六条の二並びに第六条の三第一項及び第二項」を加える。

附則第六項中「及び前項に」を「第六条の二、第六条の三第一項及び第二項並びに前項に」改める。

附則に次の二項を加える。

（出産育児一時金等の医療機関等への支払等に係る事務）

7 この連合会は、当分の間、第六条各項、第六条の二、第六条の三第一項及び第二項並びに前二項に掲げる事業のほか、平成二十一年五月二十九日保発第〇五二九〇〇七号厚生労働省保険局長通知別添「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱による出産育児一時金等の医療機関等への支払等に関する事務を行う。

（介護職員待遇改善に関する事務）

8 この連合会は、当分の間、第六条各項、第六条の二、第六条の三第一項及び第二項並びに前三項に掲げる事業のほか、平成二十一年八月三日老発第〇八〇三第一号厚生労働省老健局長通知別紙「介護職員待遇改善等臨時特例基金管理運営要領」による介護職員待遇改善交付金の支払に関する事務を行う。

附 則

この規約は平成二十一年十月一日から施行する。